



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

*29 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

629	一般競争入札による落札者の決定	(管財課).....	2
630	〃	(〃).....	2
631	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	3
632	生活保護法による介護機関の指定	(〃).....	3
633	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	4
634	指定自立支援医療機関の指定	(〃).....	4
635	〃	(〃).....	4
636	〃	(〃).....	4
637	〃	(〃).....	5
638	指定自立支援医療機関の変更	(〃).....	5
639	大池下土地改良区の役員の就任	(農業農村整備課).....	5
640	県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の工事の完了	(〃).....	6
641	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	6
642	〃	(〃).....	6
643	基本測量の実施	(技術調査課).....	7
644	基本測量の終了	(〃).....	7
645	一般競争入札による落札者の決定	(河川課).....	7
646	道路の位置の指定	(都市政策課).....	8
647	〃	(〃).....	8
648	〃	(〃).....	8
649	〃	(〃).....	9
650	〃	(〃).....	9
651	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課).....	9
652	〃	(〃).....	10

○ 内水面漁場管理委員会指示

1	コイヘルペスウイルスに関する委員会指示	10
2	潜水器漁法の禁止に関する委員会指示	11

○ 監査公表

監査公表第14号	11
----------	-------	----

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第29号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年5月25日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 1 (第 2 条関係)		別表第 1 (第 2 条関係)	
区分	団体の名称	区分	団体の名称
略		略	
条例第 2 条第 1 項第 2 号に該当する団体	略 公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会 略	条例第 2 条第 1 項第 2 号に該当する団体	略 一般財団法人関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第629号

平成30年度及び平成31年度県庁舎（本館）電力調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 落札に係る調達の名称及び数量
平成30年度及び平成31年度県庁舎（本館）電力調達 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局管財課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成30年5月15日
- 落札者の氏名及び住所
関西電力株式会社和歌山営業部
和歌山市岡山丁40番地
- 落札金額
32,344,162円（うち消費税及び地方消費税の額2,395,863円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年3月20日

和歌山県告示第630号

平成30年度及び平成31年度県庁舎（南別館）電力調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達の名称及び数量
平成30年度及び平成31年度県庁舎（南別館）電力調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局管財課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成30年5月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エネット
東京都港区芝公園二丁目6番3号
- 5 落札金額
37,690,357円（うち消費税及び地方消費税の額2,791,878円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年3月20日

和歌山県告示第631号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成30年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人コミュニティネット	和歌山市黒田279-4	ケアセクションかつらぎ	伊都郡かつらぎ町笠田中256-1	通所介護・介護予防通所介護	平成29.11.30
社会福祉法人守皓会	有田市宮崎町911	ありだ橋苑在宅介護支援センター	有田市野639-2	居宅介護支援	平成30.2.28

和歌山県告示第632号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成30年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人 コミュニティネット	和歌山市黒田279-4	ケアセクションかつらぎ	伊都郡かつらぎ町笠田東72-3	通所介護・介護予防通所介護	平成 29.12.1

和歌山県告示第633号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012300 046	ニチイケアセンター新宮	新宮市新宮3720-1	同行援護	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	平成 30.5.10

和歌山県告示第634号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
エム・エス・21薬局善明寺店	和歌山市善明寺301 テナント民芸1階C	大谷充由	平成 30.6.1

和歌山県告示第635号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
保険調剤薬局トワ和田店	和歌山市和田1202-10	岩崎正紘	平成 30.6.1

和歌山県告示第636号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
タイコー堂薬局太田南店	和歌山市太田38-14	井上龍介	平成 30. 6. 1

和歌山県告示第637号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
なないろこどもクリニック	和歌山市吹上二丁目4-46-2F	田中里江子	平成 30. 6. 1

和歌山県告示第638号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成30年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
そまの薬局	有田郡湯浅町湯浅935-1	医療機関の所在地	有田郡湯浅町湯浅933	有田郡湯浅町湯浅935-1	平成 30. 4. 1

和歌山県告示第639号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により大池下土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成30年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

就任した役員（平成30年4月1日就任）

職名	氏 名	住 所
理事	田中育彦	和歌山市平尾212番地
理事	稲田滋宣	和歌山市山東中235番地2
理事	大河内清	和歌山市山東中150番地4
理事	上野豊	和歌山市木枕232番地
理事	林秋男	和歌山市木枕229番地
理事	木村善行	和歌山市伊太祈曾577番地2
理事	森本佳忠	和歌山市伊太祈曾172番地3

理事	青木伸	和歌山市口須佐201番地3
理事	長井章典	和歌山市口須佐105番地
理事	黒田美代子	和歌山市口須佐414番地
理事	丸山登志雄	和歌山市永山981番地
理事	角田秀孝	和歌山市永山492番地
理事	高岡寛行	和歌山市永山122番地
理事	永井久夫	和歌山市永山818番地
理事	藤木守	和歌山市永山55番地9
監事	小谷恵子	和歌山市山東中220番地
監事	矢出昌幸	和歌山市木枕251番地
監事	那須隆文	和歌山市伊太祈曾448番地

和歌山県告示第640号

県営基幹水利施設ストックマネジメント事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業有田川地区
- 2 確定年月日 平成24年8月8日
- 3 工事を完了した時期 平成30年3月29日

和歌山県告示第641号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第642号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第643号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間 平成30年7月2日から平成31年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市、新宮市、西牟婁郡白浜町、上富田町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町、太地町及び串本町

和歌山県告示第644号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）「住居表示住所」整備業務）
- 2 作業期間 平成29年11月13日から平成30年3月23日まで
- 3 作業地域 和歌山県橋本市、田辺市及び西牟婁郡上富田町

和歌山県告示第645号

平成30年度及び平成31年度和歌山県立ポンプ場電力調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達の名称及び数量
平成30年度及び平成31年度和歌山県立ポンプ場電力調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課
和歌山市小松原通一丁目1番地

- 3 落札者を決定した日
平成30年4月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
関西電力株式会社和歌山営業部
和歌山県和歌山市岡山丁40番地
- 5 落札金額
19,196,987円(うち消費税及び地方消費税の額1,421,999円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年3月16日

和歌山県告示第646号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成30年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3406	有田郡有田川町大字天満字湯栗町102番5の一部、103番1の一部、103番3の一部、有田郡有田川町大字天満字弁上町268番1の一部	和歌山市東蔵前丁25番地 株式会社ASAホーム 代表取締役 朝野桂司	平成 30.5.16	6.00	44.57

和歌山県告示第647号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成30年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3418	岩出市中黒字坂ノ上21番2の一部、23番3の一部	和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林博文	平成 30.5.16	6.00	32.00

和歌山県告示第648号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成30年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3429	有田郡有田川町大字庄字狐	有田郡有田川町大字庄480	平成	6.05	47.23

塚676番1の一部	番地1 玉置博行	30.5.16		
-----------	-------------	---------	--	--

和歌山県告示第649号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成30年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3431	有田郡有田川町大字下津野 字中芝1882番の一部、1883 番2の一部、1888番の一部	和歌山市三番丁85番地 スミカ株式会社 代表取締役 吉松博美	平成 30.5.16	6.00 6.00	44.25 39.64

和歌山県告示第650号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成30年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3432	海南市重根字新出前351番2 の一部、351番3の一部、35 3番5の一部、2208番1の一 部、水路	海南市重根230番地 川端敏子	平成 30.5.16	6.00	25.00

和歌山県告示第651号

平成30年度乳房（デジタル）小型検診車の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 落札に係る調達物品の名称及び数量
乳房（デジタル）小型検診車 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成30年5月11日
- 落札者の氏名及び住所
キャノンメディカルシステムズ株式会社和歌山支店
和歌山県和歌山市福町37番地

- 5 落札金額
66,636,000円（うち消費税及び地方消費税の額4,936,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年4月20日

和歌山県告示第652号

平成30年度乳房（デジタル）検診車の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
乳房（デジタル）検診車 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成30年5月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
キャノンメディカルシステムズ株式会社和歌山支店
和歌山県和歌山市福町37番地
- 5 落札金額
67,932,000円（うち消費税及び地方消費税の額5,032,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年4月20日

内水面漁場管理委員会指示

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイ）の持ち出し及び放流等に関して次のとおり指示する。

平成30年5月25日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

- 1 指示の内容
 - (1) 持ち出し等の禁止
 - ア コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内の公共水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「当該水域」という。）においては、和歌山県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出し、他の水域に放流してはならない。
 - イ 知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のことを遵守すること。

ア PCR検査によりそのコイ群がコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(3) (1) 及び (2) の規定は、採捕したコイを同一水系に放流する場合は、適用しない。

2 指示する期間

平成30年6月2日から平成31年6月1日まで

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、潜水器（簡易潜水器を含む。以下同じ。）を用いた水産動植物の採捕について、次のとおり指示する。

平成30年5月25日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

1 指示の内容

県内の内水面（公共用水面に限る。）において、潜水器を用いて水産動植物を採捕してはならない。ただし、漁業権に基づき採捕する場合、和歌山県内水面漁業調整規則（平成16年和歌山県規則第55号）第32条第1項の許可を受けた者が採捕する場合又は和歌山県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

2 指示する期間

平成30年6月5日から平成31年6月4日まで

監 査 公 表

和歌山県監査公表第14号

平成30年3月2日付け監査報告第6号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年5月25日

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 尾 崎 要 二

和歌山県監査委員 岩 田 弘 彦

1 和歌山県税事務所

監査実施年月日 平成30年1月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>平成28年度の県税収入率は97.6%で、前年度に比し0.6ポイント低下しており、平成28年度末の収入未済額は、約11億1,908万円と約2億7,580万円増加している。</p> <p>個人県民税の収入未済額は、県税全体の約46%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。</p> <p>また、加算金及び延滞金についても、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>平成29年度税務運営基本方針及び税務運営重点項目に基づき以下のような取組を行っている。</p> <p>ア 個人県民税の包括的な徴収対策の実施</p> <p>個人県民税の徴収強化のため、昨年度に引き続き管内市町と県職員の派遣協定を締結し、和歌山市に対しては効率的な進行管理についての助言を実施するとともに、海南市及び紀美野町に対しては地方税法第48条に基づく県による直接徴収などにより市町の個人住民税に係る徴収活動の支援を行っている。</p> <p>さらに、市町との緊密な連携を図るため、定期的に会議や研修会等を開催し、滞納縮減、滞納整理の進行管理、現年度の徴収強化や滞納整理手法</p>

	<p>の情報交換や税収確保のための調査及び研究を行っている。</p> <p>イ 事務所の滞納整理の強化</p> <p>昨年度に引き続き「和歌山県税事務所徴収対策本部」を設置し、具体的な数値での徴収目標や行動目標を掲げ、特に現年課税分の現年中での滞納整理と滞納整理困難事案に対する徹底した滞納処分（搜索、タイヤロック及び公売等）の強化を図り、県税収入の確保に一層努めるとともに、滞納者が今後納期限内に納税するような意識改革に繋がる徴収対策の確立を目指し、効率的かつ効果的な滞納整理を進めている。</p>
--	--

2 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

監査実施年月日 平成30年1月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成28年度末で約2,284万円となっており、前年度末に比し約347万円増加している。</p> <p>今後も、子ども未来課及び障害福祉課と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、文書や電話による催告及び自宅訪問による納付指導など、徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。</p> <p>(2) 負担金徴収に係る超過勤務手当について、出張時における移動時間を勤務時間に含めている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) ETCカードを紛失し再発行を受けている事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(4) メンタルクリニックの使用料について、現金払込書の払込者名が払込日当日に不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、生活困窮や虐待等の理由で家庭での養育が困難となった児童を施設に入所措置したことにより発生したものであり、月単位の納入はあるものの、低所得者の増加等により、より厳しい状況となっている。</p> <p>このため、個別具体的な事情を考慮しながら文書、電話及び家庭訪問を行い納付指導を行うとともに、生活困窮により迅速な納付が困難な納入義務者においては納付誓約書を徴収するなど時効が成立しないよう注意しながら、粘り強く納付指導を行っている。</p> <p>さらに、納付指導に応じない滞納者に対しては、随時財産状況を調査し、子ども未来課及び障害福祉課と協議を行いながら、法的措置を検討していく。</p> <p>(2) 誤って支出した超過勤務手当については、返納処理を行うとともに、職員に対し、超過勤務手当についての研修を行い、適正な処理について周知徹底した。</p> <p>(3) ETCカードについては、帰庁後速やかに返却するよう、職員に周知徹底するとともに、管理者に対してカードの受渡しや保管について十分注意を払うよう、改めて指導した。</p> <p>(4) メンタルクリニックの使用料については、収納した収納員が当日払い込みできず、翌日不在となる場合は、出納員に引継ぎを行う等適切に処理するよう、改めて指導した。</p>

3 和歌山県公営競技事務所

監査実施年月日 平成30年1月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金について、平成28年度末における未収額は約2億11万円となっている。</p> <p>引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 買い換えられた冷蔵庫に係る物品不用調書及び不用品処分調書を作成していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) これまでの弁済状況や未納者の収入状況等現状を把握し、必要に応じて接触を図る等、弁済指導を行い、消滅時効とならないよう債権管理を行う。</p> <p>(2) 当該物品について、必要な事務手続を完了するとともに、今後このようなことのないよう、物品管理の適正な事務処理について職員に周知徹底した。</p> <p>検討事項</p>

和歌山競輪場北側の河川管理用通路は、公営競技事務所長が使用者として管理しているが、付近住民の生活道路として利用されている状況であることから、市道への移管等に向け関係機関と協議を継続されたい。	市道等への移管に向け、関係機関（国土交通省及び和歌山市）との協議を継続している。
---	--

4 和歌山県工業技術センター

監査実施年月日 平成30年1月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 証紙売りさばき代金（現金）の取扱いにおいて、現金出納簿が現金を収受した収納員ごとに作成されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 当該過渡しが生じている事例については、平成30年1月25日をもって返還処理を完了した。 今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 現金出納簿については、監査指摘後現金を収受した収納員ごとに速やかに作成するよう周知徹底し、適正に処理している。</p>

5 和歌山下津港湾事務所

監査実施年月日 平成30年1月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 港湾施設使用料並びに不法占拠による損害賠償金及び強制執行費用の平成28年度末の収入未済額は約854万円となっており、前年度末に比し約65万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 港湾施設使用料及び入港料について、和歌山県港湾施設使用料及び入港料の徴収方法等に関する取扱要綱に定められた納期限と異なる期限を納期限としている事例が多数見受けられたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 納期限までに納入されなかった土地水面使用料について、督促状を発していない事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 年度末に収納した歳入金について、金融機関への払込みや出納員への引継ぎがなされないまま1か月が経過している事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 未納者の現状把握に努めるとともに、文書通知、電話による督促及び催告を組み合わせた滞納整理を行い、未収金の一層の削減を図るよう取り組んでいる。</p> <p>(2) 和歌山県港湾施設使用料及び入港料の徴収方法等に関する取扱要綱に従い適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 和歌山県財務規則第34条第1項に従い適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、職員に周知徹底した。</p>